平成 20 年度

監査報告書 V

(工事監査)

飯田市監査委員

飯 田 市 長 牧野 光朗 様飯 田 市 議 会 議 長 上澤 義一 様

飯田市監査委員 林 栄一

飯田市監査委員 中島 善吉

飯田市監査委員 熊谷 富夫

監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 1 項の規定により下記のとおり実施した、平成 20 年度監査の結果を、同条第 9 項の規定により報告します。

なお、同条第 12 項の規定により、監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を通知 してください。

記

1. 工事監査

I 監査の期間

平成 20年 11月 5日から平成 21年 3月 25日まで

Ⅱ 監査の対象及び期日

□ 監査の対象及の期口	
監査期日・監査場所	監査実施対象工事
平成 21 年 2 月 3・4 日	①平成 20 年度一般道路改良事業 道路改良工事 市道伊賀良 611 号線
市役所監査室	飯田市伊賀良経塚原(2)
工事現場	事業担当課:土木課
	工事概要:
	道路改良工事 市道伊賀良 611 号線 L=445.3m W=7.0m
	・土工 1式
	・構造物取壊し工 1式
	・排水構造物工
	自由勾配側溝 300型 L=134.3m L型側溝 L=79.1m
	・縁石工 歩車道境界ブロック L=50 .4m
	・舗装工
	表層工 A=2,180 m 上層路盤工 A=1,500 m
	下層路盤工 A=1,500 m²
	工事期間:平成20年10月23日より平成21年2月20日
	工事請負費: 3,150 万円
	②平成20年度防災対策避難路整備事業道路改良工事市道1-38号線
	飯田市竜丘新井原
	事業担当課:土木課
	工事概要:
	道路改良工事 市道 1-38 号線 L=171.39m W=7.0m
	・法面工 A=142 m²
	・擁壁工 1式
	・排水工 L=90.3m
	・舗装工 A=1,068 ㎡
	工事期間:平成20年12月2日より平成21年3月25日
	工事請負費: 1,648 万 5,000 円

皿 監査の方法

あらかじめ指定して提出させた、工事技術調査書、計画・設計・積算図書、及び契約関係図書に 基づき、所管の長及び関係職員から説明を聴取するとともに、工事計画の合理性、設計・積算及び 施工が適正かつ効率的、安全、確実に行われているかを主眼として書面及び実地にて調査を行った。

なお、実施にあたっては、社団法人日本技術士会長野県技術士会に工事技術調査業務を委託し、 監査委員は調査に立ち会い、実地に同行、確認するとともに、調査結果の報告に基づいて、総合的 に判断を加える方法で監査を実施した。

Ⅳ 監査の結果

それぞれ事業計画に基づき、実施がなされており、適切な事業計画及び設計図書が作成されているものと認めた。

工事発注後においても、施工業者による工事事務は概ね良好に実施されている。工事技術については、確実な工法により施工されていることを認めた。

今後も、社会基盤の整備について、確実な施工を望みます。

Ⅴ 技術士による調査結果(抜粋・要約)

1. 総括的所見

今回技術調査業務を行った2事業に関係する書類を計画段階から現在の工事実施に至るまで提示を求め、工事事務と工事技術について、事前調査・設計・積算・施工・試験・検査・管理・監督の各事項における実施状況について関係者に質疑し、回答を求め、検分・吟味を行った。

それぞれの工事は、調査時点の出来高が 68%および 15%であり、工事の全体を確認することはできなかったので、現時点までの実施内容について調査確認を行った。

その結果、必要書類は管理すべき種類ごとに分類がされ、出来形検測などに見やすい工夫がなされ、おおむね良好に整理され管理がなされていることが確認できた。

また、工事の施工状況も現在までは良好に管理されて実施されていることが確認できた。

以上の結果から本事業については現時点までは、総括的に適正な経過により発注がなされ、良好な管理・監督のもとに施工実施されていると判断した。

2. 平成 20 年度一般道路改良事業 道路改良工事 市道伊賀良 611 号線 飯田市伊賀良経塚原(2)

(1) 計画から工事発注まで

事業計画から工程計画までのすべてのプロセスにおいて事業内容を念入りに精査し適切な事業計画・設計図書の作成、契約手続きがなされていることを確認した。

今後は、公共事業により建設される施設は貴重な市民財産となることに鑑みて、優良な施設を築造するために事業規模や計画内容の妥当性を継続的に検証し、新たな事業計画に反映し、良好な公共事業の実施管理を継続されることを期待したい。

(2) 工事事務について

工事発注後の施工業者による工事事務はおおむね良好に実施されていることが確認できた。しかし、丁張の設置管理・出来形記録表および、記録写真については、さらに工夫と厳正さを表現する 余地があり今後の改善に期待したい。

(3) 工事技術について

工事技術については、適正な施工方法により確実な施工がなされていることが伺えた。一方、施工を行うに当たっては設計値を正確に守りながらより良い施工を行うことが肝要である。そのために、施工の基準となる丁張類は、当初設置したものを施工完了まで極力良好に管理することを心がけるべきと考える。

また、全工種を通して精度の高い施工を実施して、優良な社会基盤整備を実現されるべく努力されたい。

3. 平成 20 年度防災対策避難路整備事業 道路改良工事 市道 1-38 号線 飯田市竜丘新井原

(1)計画から工事発注まで

事業計画から工程計画までのすべてのプロセスにおいて事業内容を念入りに精査し適切な事業計

画及び設計図書の作成、契約手続きがなされていることを確認した。

また、施設計画の全般にわたって、定量的な判断に基づいて規模決定がなされており、公共事業に求められる経済性と必要性の説明が明確になされていることが確認できた。

(2) 工事事務について

工事発注後の施工業者による工事事務は良好に実施されていることが確認できた。特に、出来形記録表・写真管理については改ざんしにくい工夫がなされており、大いに評価できる点であると感じた。飯田市において、このような取り組みを発注者主導により、公共工事全般に広く導入されることを期待したい。

(3) 工事技術について

工事技術については、施工実施の準備となる丁張設置は丁寧にされていた。また、施工の実施は 各工程を確実に行っていることが伺えた。

安全管理についても、全般的に丁寧な対応がされておることが確認できた。

これまでの良い取り組みを施工完了まで継続し、工期全体を通して優良な管理を継続されることを期待したい。

4. その他

(1) 施工管理水準向上の取り組み

今回調査を実施した2事業については、いずれも建設部管轄の事業であった。しかし、施工者の施工管理のレベルに差異が感じられた。これについては、いずれも公共工事として求められる品質管理基準を満たしているものであったが、施工者が施工実施に向かう意識レベルに差があることを反映したものであると考える。

このような状況については、飯田市の管理方針として施工者に対して一定の管理基準を整備すべきであると考える。

(2) 説明責任について

公共事業に携わる技術者は、常に高い倫理観と公共サービスの具現者としての責任を持ち、常に アカウンタビリティーの確保を念頭に留意すべきである。

これは、事業の計画初期段階から工事実施の全ての段階における方針決定などの内容を分かりやすく整理し、必要な書類を管理保管することが第一歩であり、その上で事業の妥当性などを各段階において検証していくことが肝要である。

併せて、工法選定の明確化と施設・構造物の設計根拠について整理し、工事内容の適正化を一段 と向上させていく努力を進めることが期待される。